

以下の2点について、ご意見を伺うもの

1. 誰でも誰でも通園制度の利用者が満3歳以上となった場合に利用可能な施設の確保等に関する記載を、市川市子ども計画に追記することについて
2. 満3歳以上限定小規模保育事業の制度新設に伴い、市川市子ども計画を変更することの必要性について

1. 誰でも誰でも通園制度の利用者が満3歳以上となった場合に利用可能な施設の確保等に関する記載を、市川市子ども計画に追記することについて

(1)乳児等通園支援事業(誰でも誰でも通園制度)の概要

- ・保護者の就労の有無を問わず、子どもが保育園などに一定時間通うことができる制度
- ・令和8年度より全国の市区町村において本格実施
- ※市川市では令和6年7月より公立保育園3園(曾谷、平田、行徳)で実施

対象者	保育園等を利用していない、0歳6か月～満3歳未満の子ども
利用上限	1人あたり月10時間
実施可能施設	保育所、幼稚園、認定子ども園等



	クラス					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
保護者が就労している	保育所・認定子ども園等					
	小規模保育事業所					
保護者が就労していない	誰でも誰でも通園制度			幼稚園		
	3歳になった時点で利用不可			幼稚園 満3歳児クラス		

<幼稚園の満3歳児クラスについて>

- ・ 3歳の誕生日を迎えてから順次入園可能なクラス(通常の3歳児クラスは4月1日時点で3歳の子が、4月に一斉入園する)
- ・ 市内の幼稚園の半数以上が実施している

(2)子ども・子育て支援事業計画に関する国の基本指針の改正内容について

<国の基本指針の改正内容(令和7年9月29日改正)>

- ① 誰でも誰でも通園制度のニーズの見込みと、施設・定員の確保について計画に定めること
 既に計画に定めている(市川市子ども計画P72)
- ② 誰でも誰でも通園制度の利用者が満3歳以上となった場合に利用可能な施設の確保等について定めること
 **計画に定めが無いため、追記する必要がある**

(3)市川市子ども計画(子ども・子育て支援事業計画)の変更(追記)について

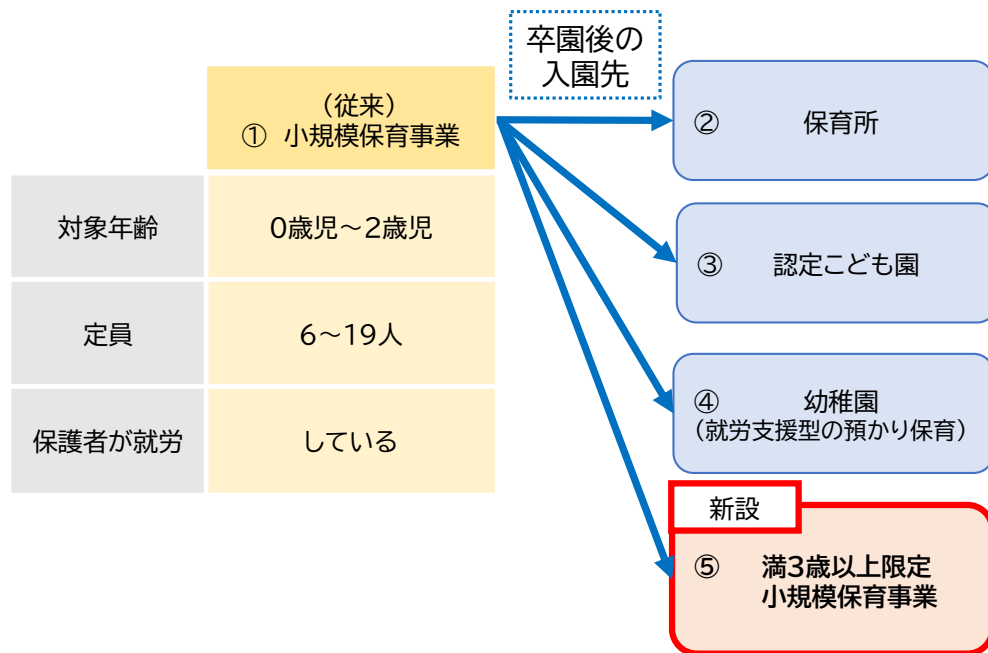
【追記内容(案)】市川市子ども計画P73

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけること等により、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めます。

2. 満3歳以上限定小規模保育事業の制度新設に伴い、市川市こども計画を変更することの必要性について

(1)小規模保育事業の概要

令和8年4月1日の児童福祉法の改正により、従来の0～2歳児対象の小規模保育事業に加え、3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業の実施が可能となる。



(2)市川市の状況(令和7年4月時点)と満3歳以上限定小規模保育事業の必要性

【待機児童】

令和3年度～令和7年度まで5年連続ゼロを継続中

【保育施設】

施設種別	定員数または施設数	
	2歳児	3歳児
① 小規模保育事業所		—
② 保育所	①+②+③ 2,418	②+③ 2,420
③ 認定こども園	3歳児の定員は2歳児の定員より多い	
④ 幼稚園 (就労支援型の預かり保育)	—	14園で実施

小規模保育事業所卒園後の受入れ先の確保はできており
満3歳以上限定小規模保育事業の整備の必要性は低い

(3)市川市こども計画(子ども・子育て支援事業計画)について(P61、62)

<国の基本指針の改正内容(令和7年9月29日改正)>

- 原則として満3歳以上限定小規模保育事業について単独でニーズの見込みを計画に定めること。
- ただし、既に計画に定めているニーズの見込みに満3歳以上限定小規模保育を含むものとし、計画の変更を不要として良い。

<市の対応(案)>

市川市こども計画の変更(修正)は行わない